

令和3年第1回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年1月25日 午後1時55分から2時40分
2. 開催場所 坂戸市勤労女性センター
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	高橋 光行	出		7	黒川 英巳	出	
2	林 真由美	出		8	根本 武男	出	
3	市川 武夫	出		9	小島 保	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	中里 和子	出		11	斉藤 貴作	出	
6	武藤 恭久	出					

6. 最適化推進委員出席者 1名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	宇津木 一昭	欠		16	齊藤 直志	欠	
13	鹿ノ戸 健次	欠		17	山崎 好典	欠	
14	栗原 昇	出		18	亀田 康好	欠	
15	清水 定人	欠		19	森田 和夫	欠	

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農業振興係長	鈴木 規之		

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	田隴 佳秀	係長	林 信久
課長補佐	川島 豪	主任	藤野 泰弘

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第1回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 武藤 恭久 委員 黒川 英巳

11. 議決事項及び議事の要領

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の1、2番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件は、親子間の贈与に係る申請であり、譲受人は紺屋地区等で大規模に米及び小麦を栽培する認定農家です。申請地の3筆は、サツキクリーンセンターの北側の農地で、2筆が堤外農地、1筆が堤内農地です。堤外の2筆については、耕作地として利用していますが、堤内の農地については、狭小であるうえに堤防敷となっていることから農地利用はなされていませんが、親子間の権利移動であることからやむを得ない案件であると考えます。

以上のことから、申請地の権利移転は、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、農地法第3条の許可の基準を満たしていると考えます。

2番案件の譲受人は、法人のため農地取得に関しては農地所有適格法人の要件を満たすことが必要となりますが、記載のとおり要件を満たしております。

また、申請地では譲受法人が農地中間管理事業を活用し利用権設定をし、小麦を栽培しているため、今回の申請に際し利用権設定の合意解約がなされております。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理がされておりました。

以上のことから、申請地の権利移転は、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、農地法第3条の許可基準を満たしていると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1、2番案件 三芳野地区 栗原推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件は、親子間での申請地の譲渡です。申請者は、親子で専業農家として農業に従事しており、小委員会では、譲受人の申請地の取得については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

2番案件の譲渡人は、2年ほど前に病気になり自ら耕作ができないため、ほとんどの農地を中間管理機構をとおして譲受法人に貸しております。申請地2筆も譲受人が中間管理機構をとおして利用権設定していたものを、経営の安定のため取得するものであり、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案1号は許可と決定します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件は12筆の農地改良申請で、その内2筆は所有者が自ら耕作をし、残りの10筆については、浅羽地区等でねぎを栽培している法人が利用権により対象地を借り受け、ねぎを栽培する予定です。

譲受人の施工業者は、戸田市に事務所を置き、土木・建築工事及び産業廃棄物処理運搬等を行っている法人です。

農地改良を行う理由は、対象地周辺は水はけが悪く、野菜の栽培には不向きなため盛土をし、畑として利用するものです。現地確認の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は 10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置しているため第一種農地該当すると考えられますが、農地改良による一時転用を目的とするため、農地法施行令第 4 条第 1 項の不許可の例外に該当すると考えます。

また、一般基準は、申請目的達成の妨げとなる権利を有する者はなく、農地改良等の取扱いに関する要綱第 4 の 1 各号に基づき、隣接農地所有者及び関係団体・機関の同意を得ており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合すると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 入西地区 根本委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 申請地周辺は水田地帯ですが、水の便が悪く水利を確保するためには井戸を掘らなければならない、ほとんど耕作をしていない状況です

申請地は、一昨年までは、地元の担い手が耕作していましたが、高齢を理由に返されてしまいました。譲渡人も高齢で農地の管理が困難なため、耕作者を探していたところ、ねぎを栽培している法人に貸し付けることとなったため、農地改良申請に至ったものです。申請地は水はけが悪く、現状では野菜の栽培は難しいため小委員会では、農地改良申請はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第 2 号は、許可相当と決定します。

議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について

議長 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1 月分の農用地利用権設定申出は、一般分が新規 3 件、11 筆、面積 10,913 m²、のため、令和 3 年 2 月 1 日設定後の利用集積面積は、2,830,557.52 m²となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

なお、3 条の 1 番案件についての中間管理事業に係る解約については、農地中間管理機構から報告があり次第、総会で報告させていただきます。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画 (案) については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第 3 号は、原案のとおり決定します。

議案第 4 号 農用地利用配分計画 (案) に対する意見について

議長 議案第 4 号 農用地利用配分計画 (案) に対する意見について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 本件は、農地中間管理機構による配分計画の変更となります。対象の12件とも当初の借受人が耕作できなくなったため、借受人の変更を行うものです。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用配分計画（案）に対する意見については、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第4号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答します。

報告第1号 専決処分の報告について

議長 報告第1号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出6件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出1件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

次第4 その他

議長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

（鈴木農業振興係長より「人・農地プランの実質化についての説明があった。」）

議長 その他について、委員さんから何かありますか。

（質問・意見なし）

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和3年第1回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和3年1月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員